



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

組織内会計士・社外役員会計士の 職業倫理がますます強化へ ～職業倫理を価値向上につなげる～

2020年9月8日（火） 19:00～21:00

脇 一郎（公認会計士）

日本公認会計士協会 常務理事

（ダイバーシティー&インクルージョン担当）

株式会社JBAホールディングス 代表取締役グループCEO

講師略歴

JBAグループ ～会計・税務・人材・IT・法務のプロフェッショナルファーム～ グループCEO

公認会計士 脇 一郎

日本公認会計士協会 常務理事（D&I担当）

IFAC PAIB Advisory Group メンバー

（国際会計士連盟 企業等所属会計士アドバイザリーグループ）

早稲田大学会計大学院 非常勤講師

経歴

1992年10月 公認会計士2次試験合格（早稲田大学在学中）

1993年3月 早稲田大学商学部卒業

1993年3月 中央監査法人国際部（Coopers & Lybrand）入所
主に外資系企業の会計監査を担当

1996年3月 公認会計士3次試験合格～公認会計士へ

1996年8月 欧州系外資系企業、ファイナンシャルコントローラー

2000年10月 同社アジア地区担当、ファイナンシャルコントローラー

2001年7月 米系外資系企業（NASDAQ上場）、ビジネスアナリスト

2002年9月 外資系ソフトウェア会社 代表取締役就任

2006年9月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社
マネージングディレクターとして参画

主に、内部統制関連（米国SOX、J-SOX）コンサルティング、IFRS対応コンサルティング、経営管理体制構築支援などを担当

2016年9月 JBAグループ代表に就任（株式会社JBAホールディングス 代表取締役グループCEO）

2019年7月 日本公認会計士協会 常務理事就任（ダイバーシティネットワークワーキング担当）

2020年1月 IFAC PAIB Advisory Group メンバー（国際会計士連盟 企業等所属会計士アドバイザリーグループ）就任



最近の主な執筆・講演活動

【執筆】旬刊経理情報No.1583「『ニューノーマル』の経理を考える」（2020年7月）

【執筆】旬刊経理情報連載No.1550、1551、1553、1555「収益認識基準をガバナンスに活かす（全4回）」（2019年7月～9月）

【執筆】旬刊経理情報No.1529「会計ガバナンスが効く「組織」作りの勘所」（2018年11月）

【執筆】旬刊経理情報No.1521「今までのやり方では機能不全!? 現代流経理人材育成の考え方」（2018年8月）

【講演】OBC奉行クラウドフォーラム2019 東京・名古屋・大阪（2019年11月13日（名古屋）、19日（大阪）、26日（東京））

【講演】JFAEL設立10周年記念カンファレンス「AIの進展と会計リテラシー」（2019年7月11日）

企業等所属会計士に期待される「倫理」

※企業等所属会計士（組織内会計士、社外役員会計士）

なぜ？

背景（１） ～グローバルで続発する様々な諸問題～

1. 企業不正問題・・・不適切会計問題だけではなく、様々なガバナンス問題がグローバルで多発
2. 過度なタックスヘイブン戦略・・・公認会計士が積極的に指南しているのではないかと当局から批判
3. マネーロンダリング対応の重要性・・・テロ支援国家などへの資金供与に厳しい監視
4. 会計監査の品質向上・・・監査報酬や監査人独立性などの課題



市場の公認会計士に対する期待

「公共の利益（Public Interest）」への貢献

公認会計士は国家（公共社会）から資格を付与されているのだから
社会の健全化に貢献してほしい

背景（２） ～最新IT技術による業務変革の必要性～

● 人口知能やロボット等による 代替可能性が高い100種の職業 (50音順、並びは代替可能性確立と無関係)

例> 一般事務員

会計監査係員

経理事務員

データ入力係

- Administration的な業務から、付加価値の高い業務へシフトする必要がある

⇒「ガバナンス」分野を主力としたい

- 経営や戦略などの分野では「MBA」との差別化

⇒「倫理」の重要性

【ご参考】

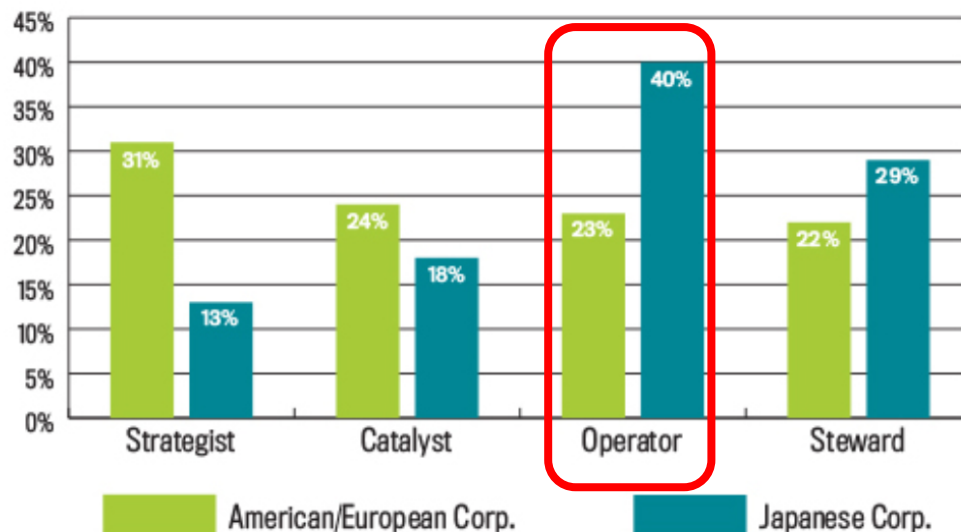
● 人工知能やロボット等による代替可能性が高い100種の職業(50音順、並びは代替可能性確率とは無関係)

※職業名は、労働政策研究・研修機構「職務構造に関する研究」に対応

IC生産オペレーター	こん包工	電子計算機保守員（IT保守員）
一般事務員	サッシ工	電子部品製造工
鋳物工	産業廃棄物収集運搬作業員	電車運転士
医療事務員	紙器製造工	道路パトロール隊員
受付係	自動車組立工	日用品修理ショップ店員
AV・通信機器組立・修理工	自動車塗装工	バイク便配達員
駅務員	出荷・発送係員	発電員
NC研削盤工	じんかい収集作業員	非破壊検査員
NC旋盤工	人事係事務員	ビル施設管理技術者
会計監査係員	新聞配達員	ビル清掃員
加工紙製造工	診療情報管理士	物品購買事務員
貸付係事務員	水産ねり製品製造工	プラスチック製品成形工
学校事務員	スーパー店員	プロセス製版オペレーター
カメラ組立工	生産現場事務員	ボイラーオペレーター
機械木工	製パン工	貿易事務員
寄宿舎・寮・マンション管理人	製粉工	包装作業員
CADオペレーター	製本作業員	保管・管理係員
給食調理人	清涼飲料ルートセールス員	保険事務員
教育・研修事務員	石油精製オペレーター	ホテル客室係
行政事務員（国）	セメント生産オペレーター	マシニングセンター・オペレーター
行政事務員（県市町村）	繊維製品検査工	ミシン縫製工
銀行窓口係	倉庫作業員	めっき工
金属加工・金属製品検査工	惣菜製造工	めん類製造工
金属研磨工	測量士	郵便外務員
金属材料製造検査工	宝くじ販売人	郵便事務員
金属熱処理工	タクシー運転者	有料道路料金収受員
金属プレス工	宅配便配達員	レジ係
クリーニング取次店員	鍛造工	列車清掃員
計器組立工	駐車場管理人	レンタカー営業所員
警備員	通関士	路線バス運転者
経理事務員	通信販売受付事務員	
検収・検品係員	積卸作業員	
検針員	データ入力係	
建設作業員	電気通信技術者	
ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）	電算写植オペレーター	

背景（３） ～業際がなくなり、他の資格者との競合～

FIGURE 2: FOUR FACES OF CFO TEAMS:
AMERICAN/EUROPEAN VS. JAPANESE COMPANIES



Source: Deloitte, *CFO Management in Action*, 2018. Figures obtained with permission from Deloitte Japan.

ポイント

日本では、グローバルに比べて、CFO機能の中では「Operator」役割が大きい。戦略機能やビジネスへの貢献が見込まれる。

マネジメントやガバナンスを中心とした役割も担うべき。

下記の資格者と競合する可能性
(マネジメント専門家) MBA
(ガバナンス専門家) CIA、CISAなど
(管理会計) CIMAなど

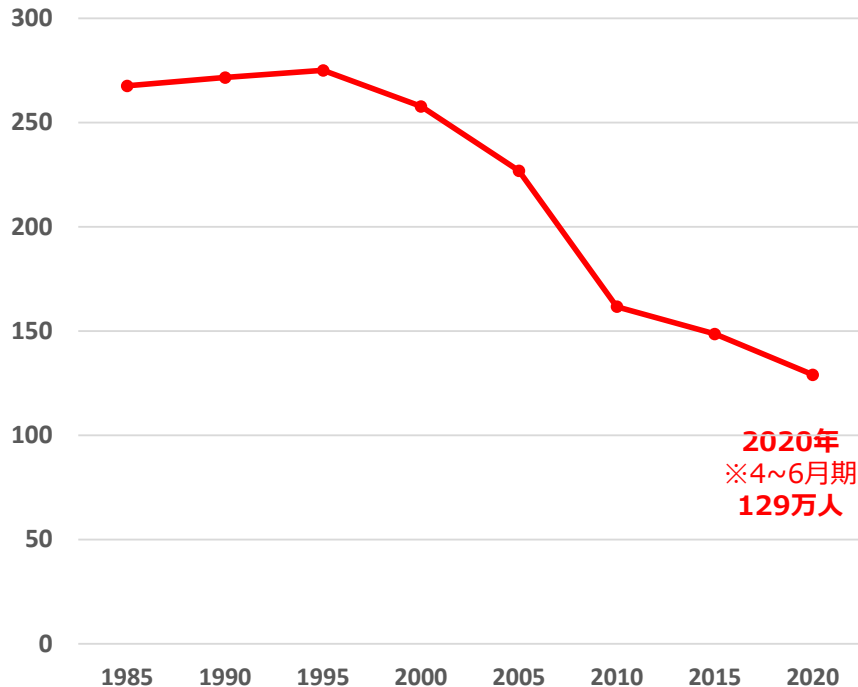
「職業倫理」を強化することで、職業会計士（CPA）の存在をアピール

背景（４） ～経理人材の減少～

経理人材の減少は、優秀な人材確保を困難にする。特に、経理人材は倫理観が重要。

会計事務従事者数の推移

(単位：万人)



(出典)

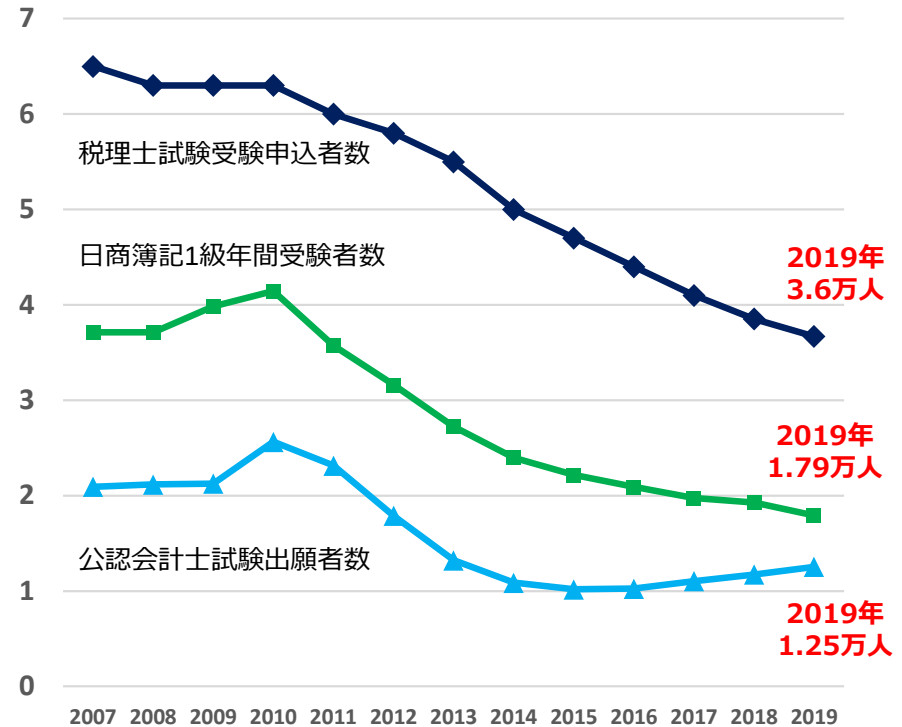
会計事務従事者数

：1985年～2015年：総務省統計局「国勢調査 時系列データ」より集計

：2020年：総務省「労働力調査 基本集計 全都道府県 全国 四半期」より抜粋

会計系資格受験者数の推移

(単位：万人)



(出典)

税理士試験受験申込者数：国税庁「税理士試験情報」より集計

簿記検定一級受験者数：日本商工会議所「受験データ」より集計

公認会計士試験受験者数：公認会計士・監査審査会「公認会計士試験情報」より集計

**ところで、
日本公認会計士協会倫理規則
は見たことありますか？**

(1) 倫理規則の趣旨及び精神

倫理規則の趣旨及び精神

会員及び準会員（以下「会員」という。）は、会則第47条の定めにあるとおり、監査及び会計に関する職業的専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。また、その使命を自覚し、達成に努めなければならない。

会員の使命は、上述のとおり、国民経済の健全な発展に寄与することとされており、個々の依頼人や雇用主の要請を満たすだけでは、社会から期待された責任を果たすことはできない。

日本公認会計士協会（以下「本会」という。）は、会員がその社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資することができるよう、その職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、ここに倫理規則を定める。

会員は、倫理規則の定めるところやその趣旨に注意を払い、これを遵守して行動しなければならない。倫理規則に定められていない事項についても、その制定の趣旨を正しく理解して行動しなければならない。

(2) 基本原則



誠実性の原則

公正性の原則

職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則

守秘義務の原則

職業的専門家としての行動の原則

(3) 概念的枠組みアプローチ

ステップ1 : Identify threats (脅威の認識) : 基本原則の遵守を**阻害する要因**を認識する。

ステップ2 : Evaluate identified threats (脅威の評価) : 認識した**阻害要因**の重要性の程度を評価する。

ステップ3 : Address the threats (脅威への対応) :

- 基本原則の遵守を**阻害する要因**の重要性の程度が、許容できる水準ではないと評価された場合、セーフガードを適用して、**阻害要因**を除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。
- **阻害要因**の重要性が余りに重大か、**阻害要因**に対しセーフガードを適用することができない場合、専門業務を辞退するか、又は必要に応じて、依頼人との契約を解除するか、若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。

(4) 阻害要因



自己利益 (Self-Interest)

自己レビュー (Self-Review)

擁護 (Advocacy)

馴れ合い (Familiarity)

不当なプレッシャーを受ける脅威 (Intimidation)

(4) 阻害要因 ～事例(1/2)～

1. 自己利益

- (1) 保証業務チームの構成員が、その依頼人に対して直接的な金銭的利益を有していること。
- (2) 会計事務所等が、特定の依頼人からの報酬に過度に依存していること。 (⇒報酬依存度)
- (3) 保証業務チームの構成員が、その依頼人との間に重要で密接なビジネス上の関係があること。
- (4) 会計事務所等が、重要な依頼人からの業務を失う可能性について懸念していること。
- (5) 監査チームの構成員が、監査業務の依頼人と雇用契約の交渉に入ること。
- (6) 保証業務について、会計事務所等が成功報酬の取り決め交渉に入ること。
- (7) 会員が、その会計事務所等の構成員が以前行った専門業務の結果を評価した際に、重大な誤りを発見していること。

2. 自己レビュー

- (1) 会計事務所等が、財務システムを設計又は導入した後に、システムの運用効果について、保証報告書を発行すること。
- (2) 会計事務所等が、保証業務の主題となる記録の元になる原始データを作成していること。
- (3) 保証業務チームの構成員が、依頼人の役員若しくはこれに準ずるものであるか又は最近までこれらの職位にあったものであること。
- (4) 保証業務チームの構成員が、依頼人に雇用され、業務の主題に重要な影響力を行使する職位にあるか又は最近までこれらの職位にあったものであること。
- (5) 会計事務所等が、保証業務の主題情報に直接影響の及ぶ業務を保証業務の依頼人に提供していること。

(4) 阻害要因 ～事例(2/2)～

3. 擁護

- (1) 会計事務所等が、監査業務の依頼人の株式の販売促進等を行うこと。
- (2) 会員が、第三者との間に訴訟や紛争を抱えた監査業務の依頼人を擁護すること。

4. 馴れ合い

- (1) 業務チームの構成員の家族又は近親者が、依頼人の役員又はこれに準ずるものであること。
- (2) 業務チームの構成員の家族又は近親者が、依頼人の業務の主題に重要な影響力を行使する職位にあること。
- (3) 依頼人の役員、これに準ずるもの又は業務の主題に重要な影響力を行使する職位にある従業員が、最近まで当該依頼人に提供していた業務の業務執行責任者であったこと。
- (4) 会員が、社会通念上許容される範囲を超える贈答又は接待を依頼人から受けていること。
- (5) 主要な担当者が、保証業務に長期間にわたり関与していること。 (⇒ローテーション)

5. 不当なプレッシャーを受ける脅威

- (1) 会計事務所等が、依頼人から契約解除のプレッシャーを受けていること。
- (2) 会計事務所等が、監査業務の依頼人から特定の会計処理に同意しないならば、予定している非保証業務の契約を行わないと示唆されていること。
- (3) 会計事務所等が、依頼人から提訴するという脅しを受けていること。
- (4) 依頼人が、報酬を引き下げのために、会計事務所等が実施する業務の範囲を不当に狭めるようプレッシャーをかけていること。
- (5) 依頼人が、特定の事項についてより高い専門的知識をもっているために、会員がその判断に同意せざるを得ないというプレッシャーを感じていること。
- (6) 会員が、監査業務の依頼人の不適切な会計処理に同意しない場合、予定された昇進が受けられないと、会計事務所等の社員等から通告を受けていること。

(5) セーフガード

1. JICPA又は法令等

- ① 資格を取得するための教育、訓練及び経験
- ② 継続的専門研修制度（CPE）
- ③ 企業統治に関する法令等
- ④ 職業的専門家としての基準
- ⑤ 本会又は規制当局による監視と懲戒制度
- ⑥ 会員が作成した提出書類に対する公的機関等による外部の検証

2. 業務環境

- ① 内部統制
- ② 組織の風土
- ③ 組織内の規則
- ④ 就業環境

(5) セーフガード ～会計事務所等の業務環境事例 (1/3)～



1. 業務環境におけるセーフガード

(1) 会計事務所等におけるセーフガード

- ① 基本原則の遵守の重要性を強調する会計事務所等の風土を醸成すること。
- ② 保証業務チームの構成員に対し公共の利益に沿った行動を期待する会計事務所等の風土を醸成すること。
- ③ 品質管理システムの整備、運用及び監視に関する方針及び手続を定めること。
- ④ 以下に関する方針を定め、文書化すること。

ア 基本原則の遵守を阻害する要因の認識

イ 阻害要因の重要性の程度の評価

ウ 阻害要因を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減するセーフガードの適用

エ 適切なセーフガードが存在しないか適用できない場合における、当該業務の辞退又は契約の解除

- ⑤ 基本原則の遵守を義務付ける内規及び手続を定め、文書化すること。
- ⑥ 会計事務所等又は業務チームの構成員と依頼人の間の利害関係その他の関係を特定するための方針及び手続を定めること。
- ⑦ 特定の依頼人から得る報酬への依存度を監視し、必要に応じて管理する方針及び手続を定めること。
- ⑧ 保証業務の依頼人に対する非保証業務の提供を、指揮命令系統の異なる別の業務執行者や業務チームに行わせること。
- ⑨ 業務チームの構成員でない者が、業務の結果に不当な影響を及ぼすことを禁じる方針及び手続を定めること。

(5) セーフガード ～会計事務所等の業務環境事例 (2/3)～

- ⑩ 全ての業務執行者と専門業務を行う従業者に、会計事務所等の方針及び手続を適時に連絡し、その方針及び手続について適確な研修と教育を実施すること。
- ⑪ 会計事務所等の品質管理体制が適切に機能していることを監視する責任者を、上級管理職の中から指名すること。
- ⑫ 独立性を維持すべき保証業務の依頼人とその関連企業等を、業務執行者と専門業務を行う従事者に知らせること。
- ⑬ 方針及び手続の遵守が徹底されるために懲戒制度を定めること。
- ⑭ 基本原則の遵守に関連する問題が生じた場合に、会計事務所等内の責任部署に報告がなされるための方針及び手続を定めること。

(2) 個々の専門業務におけるセーフガード

- ① 非保証業務に関与しなかった会員に、当該非保証業務を検証させるか、必要に応じて他の助言を提供させること。
- ② 保証業務チームの構成員として関与しなかった会員に、当該保証業務を検証させるか、必要に応じて他の助言を提供させること。
- ③ 社外役員、本会、他の会員等といった独立の第三者に相談すること。
- ④ 依頼人の監査役等と倫理に関する事項について協議すること。
- ⑤ 依頼人の監査役等に、提供する業務の内容と報酬請求額を説明すること。
- ⑥ 他の会計事務所等に、業務の一部を実施又は再度実施してもらうこと。
- ⑦ 保証業務の主要な担当者をローテーションすること。

(5) セーフガード ～会計事務所等の業務環境事例 (3/3)～



2. 依頼人の内部組織と内部手続におけるセーフガード

- (1) 依頼人が、会計事務所等を選任して業務を実施させる際、経営者以外の者がその選任を許可又は承認すること。
- (2) 管理上の判断について経験を積んだ有能な従業員が、依頼人の組織内に存在すること。
- (3) 依頼人が非保証業務を依頼する際に、依頼人自らが、客観的な選択をするための内部手続を設けていること。
- (4) 依頼人が、企業統治の仕組みをもっており、会計事務所等の業務を適切に監視し、会計事務所等とコミュニケーションをとっていること。

(5) セーフガード ～企業等所属会員の業務環境事例～

1. 所属する組織内の監視システム又はその他の監視体制が整備されていること。
2. 所属する組織に倫理及び行動に関する規範があること。
3. 有能で高い倫理観をもった人材を雇用することを重視すること。
4. 内部統制が整備されていること。
5. 適切な懲戒制度があること。
6. 倫理に沿った行動をとることの重要性を強調する風土を醸成すること、及び従業員に対する倫理観のある行為を期待すること。
7. 従業員の倫理観のある適切な行動を促し、それをモニタリングする方針及び手続が整備されていること。
8. 組織の方針及び手続（それらの変更も含む。）を全従業員に対して適時に伝達し、その方針及び手続についての適切な研修と教育をすること。
9. 倫理に関する問題が身近で発生した場合に、報復を恐れずに組織の上層部に相談できるよう、従業員を支援し、促す方針及び手続を定めていること。
10. 他の適切な会員と相談すること。

「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正について

（企業等所属の会員に対する規定等の改正）

適用：2019年7月22日定期総会にて承認、適用開始

(1) 会長声明

「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について」 (2019年12月5日)

会長声明

会員各位

2019年12月5日

日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律案が参議院において可決され、上場会社等において、社外取締役の設置が義務付けられることとなりました。社外取締役の設置の義務化は、取締役会の監督機能の充実という観点から、コーポレートガバナンスの更なる強化に資するものであり、当協会として賛同するものであります。

現在、上場会社の約半数に当たる約1,900社において、1,600名程度の会員が、公認会計士としての財務・会計・監査に関する知見や、企業の経営、組織、事業活動、内部統制等に関して監査業務等を通じて得た経験を活かし、社外取締役や社外監査役等のガバナンスを担う役割に就任しています。

当協会は、2019年7月に倫理規則を改正し、企業等所属の会員が、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応を新たに設けております（2020年4月1日から適用）。

この倫理規則の改正により、企業等所属の会員は、所属する組織で発生した違法行為又はその疑いに対して、所属する組織によって適切な行動がとられるように対応することが求められています。この違法行為には、財務諸表の金額や開示に直接影響を及ぼす法令だけではなく、事業運営等のために企業が遵守することが必要な法令も含まれています。企業等の事業活動に主体的に関わる企業等所属の会員が倫理的行動を高めることにより、違法行為から生ずる損害から利害関係者等の保護を図ることで、社会からの期待に応え得るものと考えます。

特に社外役員等の職にある会員は、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応において、その権限等に応じて、違法行為又はその疑いの阻止・是正を行うなど、他の企業等所属の会員に比べ、より深度ある対応が求められています。また、法令遵守を含む倫理的行動を重視する文化を所属する組織内で奨励し、浸透させることも期待されています。

社外役員等の職にある会員におかれては、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るための役割・責務を適切に果たすため、積極的に権限を行使するとともに、ガバナンスを担う者として、より高い職業倫理の遵守が求められることを再認識いただき、社会から期待された責任を果たせるよう、倫理規則の十分な理解と確実な遵守をお願いします。

以上

(参考)

2019年7月の倫理規則の改正では、違法行為への対応のほか、企業等所属の会員が、情報の作成及び提供に関与する場合にとるべき行動についてのガイダンスや、プレッシャーに直面した場合のガイダンスの充実等が図られている。

(2) 動画



脚本 D&I担当常務理事 脇 一郎
広報担当常務理事 新井達哉

(3) 趣旨

- 如何なる違法行為でも気付いた場合⇒パブリック・インタレスト（公共の利益）の為に、**目をつぶってはならない**
- 本基準は、違法行為に気付いた場合の職業会計士の責任を特定し、それに対応する手続きの**指針を提供**する
- **違法行為** = 作為or不作為、故意or非故意を問わない
- まず、**自国の法規制を理解**し、準拠すること
- 違法行為を発見した場合には、次の行動を取る
 - ✓ 誠実性の原則及び職業的専門家としての行動の原則、の**基本原則を遵守**する
 - ✓ クライアント/勤務先の経営者又は統治責任者（TCWG、日本：監査役等）に、次のことをするように**促す**
 - ・ 違法行為又はその疑いを**阻止**し、若しくは**是正**し、又はそれらの**影響を軽減**出来るようにする
 - ・ 違法行為を**未然に防ぐ**
 - ✓ 必要に応じて、**追加的対応策**を実施する

(4) 概要

1. 情報の作成及び提供

企業等所属の会員が、情報の作成及び提供に関与する場合の規定の見直しを行った。

① 対象範囲の明確化

- ・ 外部公表情報だけではなく、**内部資料**も含まれる。
- ・ 財務情報だけではなく、**非財務情報**も含まれる。
- ・ 文書での提供に限られない。

② 関連する報告の枠組みに従って情報を作成・提供しなければならず、**誤った方向に導く意図をもって情報を作成・提供・省略してはならない**ことを明確化（財務制限条項への抵触を回避する目的で非現実的な見積りを使用するなど）。

③ **誤った方向に導く意図をもって、裁量権を悪用してはならない**旨を明記（会計方針の選択、取引時期の選択等）

④ **予測情報の作成等、特に報告の枠組みがない場合には、情報の使用目的、提供背景、利用者を考慮することの重要性**を明記

⑤ **他者が作成した情報を利用する場合であっても、自身が情報に関与するのと同じ義務を果たすために、どのような措置を行うべきかを職業的専門家として判断**することを明記

⑥ 誤解を生じさせる情報への関与に直面した場合に、**適切な対応**を行うべきことを明記（社内規程の確認、**上司等と協議**し情報の訂正などを促す、**内部監査人・外部監査人等との協議**検討、**辞職の検討**など）

⑦ **文書化**の推奨

(4) 概要

2. プレッシャー



情報の作成・提供に関するプレッシャーだけではなく、基本原則違反となるプレッシャー全般について規定を新設した。

- ① 他者からのプレッシャーにより、基本原則違反を生じてはならない旨を明記
- ② 基本原則違反となるプレッシャーを他者に与えることもできない旨を明記
- ③ 基本原則違反となるプレッシャーの例を明記
- ④ プレッシャーに直面した場合の対処方法に関するガイダンスを充実（上司等と協議、担当業務の変更要請、業務の辞退など）
- ⑤ 文書化の推奨

(4) 概要

2. プレッシャー ～事例 (1/2)

1. 利益相反に関連するプレッシャー

企業等所属の会員が、所属する組織における納入業者の選定において、当該会員の家族が業者として選定されるよう家族から受けるプレッシャー

2. 情報の作成及び提供に影響を与えるプレッシャー

(1) 投資家、アナリスト又は貸主の期待に応えるよう、誤解を招くおそれのある財務情報を報告させようとするプレッシャー

(2) 有権者に対して公的プロジェクトの成果を偽って伝えさせようとする、官公庁等の公的セクターに勤務する会員に対する議員からのプレッシャー

(3) 投資に関する意思決定に先入観を持たせることを目的として、収入、支出又は投資利益率を虚偽表示させようとする同僚からのプレッシャー

(4) 合法的な事業経費と認められない支出を承認又は処理させようとする上司からのプレッシャー

(5) 不都合な発見事項が記載されている内部監査報告書を隠蔽させようとするプレッシャー

3. 職業的専門家としての能力を十分に習得せず、又は正当な注意を十分に払わずに業務を行わせようとするプレッシャー

(1) 実施する作業を不適切に減らそうとする上司からのプレッシャー

(2) 十分な技能や訓練なしに、又は非現実的な期限を設定して、作業を実施させようとする上司からのプレッシャー

(4) 概要

2. プレッシャー ～事例 (2/2)



4. 金銭的利害に関連するプレッシャー

業績に連動する報酬やインセンティブにより利益を得る可能性のある、上司、同僚又はその他の者からの業績指標を操作させようとするプレッシャー

5. 勧誘に関するプレッシャー

(1) 個人又は組織の判断又は意思決定過程に不適切に影響を与えることを目的として勧誘を行わせようとする、所属する組織内外の他者からのプレッシャー

(2) 納入業者選定において、候補となった業者から不適切な贈答又は接待を受けるなど、賄賂又は他の勧誘を受けさせようとする同僚からのプレッシャー

6. 違法行為に関連するプレッシャー

脱税をさせようとするプレッシャー (⇒タックスプランニング)

(4) 概要

3.「違法行為への対応」に関する規定の改正

企業等所属の会員が、所属する組織における専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合には、「違法行為への対応に関する指針」に従って対応すべき旨を規定した（第43条）。

※ 具体的な規定は、「違法行為への対応に関する指針」第2部において規定（下記参照）

指針の構成

第1部 会計事務所等所属の会員における違法行為への対応

第1章 総則

第2章 財務諸表監査業務に従事する会計事務所等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

第3章 財務諸表監査業務以外の専門業務に従事する会計事務所等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

第2部 企業等所属の会員における違法行為への対応（新設）

第1章 総則

第2章 上級の職にある企業等所属の会員

第3章 上級の職以外の企業等所属の会員

定義

(4) 概要

4. 対象となる違法行為 (1/2)

● 違法行為とは (第2部第2項)

故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、**所属する組織、その経営者、監査役等、従業員等又は所属する組織の指示の下で働く委託先業者等**のその他の者によって行われる、法令違反となる行為

● 対象となる法令の分類 (第2部第5項)

(a) 所属する組織の**財務諸表**の重要な金額及び**開示**の決定に**直接影響**を及ぼすものとして一般的に認識されている法令

(b) 所属する組織の財務諸表の金額及び開示の決定に**直接影響**を及ぼさないが、**事業運営若しくは事業継続のために、又は重大な罰則を科されないために遵守することが必要なその他の法令**

違法行為に関連する法令の例示

- ・ 不正、汚職及び贈収賄
- ・ マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与及び犯罪収益
- ・ 証券市場及び証券取引・銀行業務並びにその他の金融商品及びサービス
- ・ 情報保護
- ・ 税金及び年金に係る債務及び支払
- ・ 環境保護
- ・ 公衆衛生及び安全

(4) 概要

4. 対象となる違法行為 (2/2)

● 対象となる専門業務

企業等所属の会員が行う職業的専門家としての全ての業務が対象。当該業務を提供する際に気付いた違法行為又はその疑いが対象となる。

● 対象となる会社

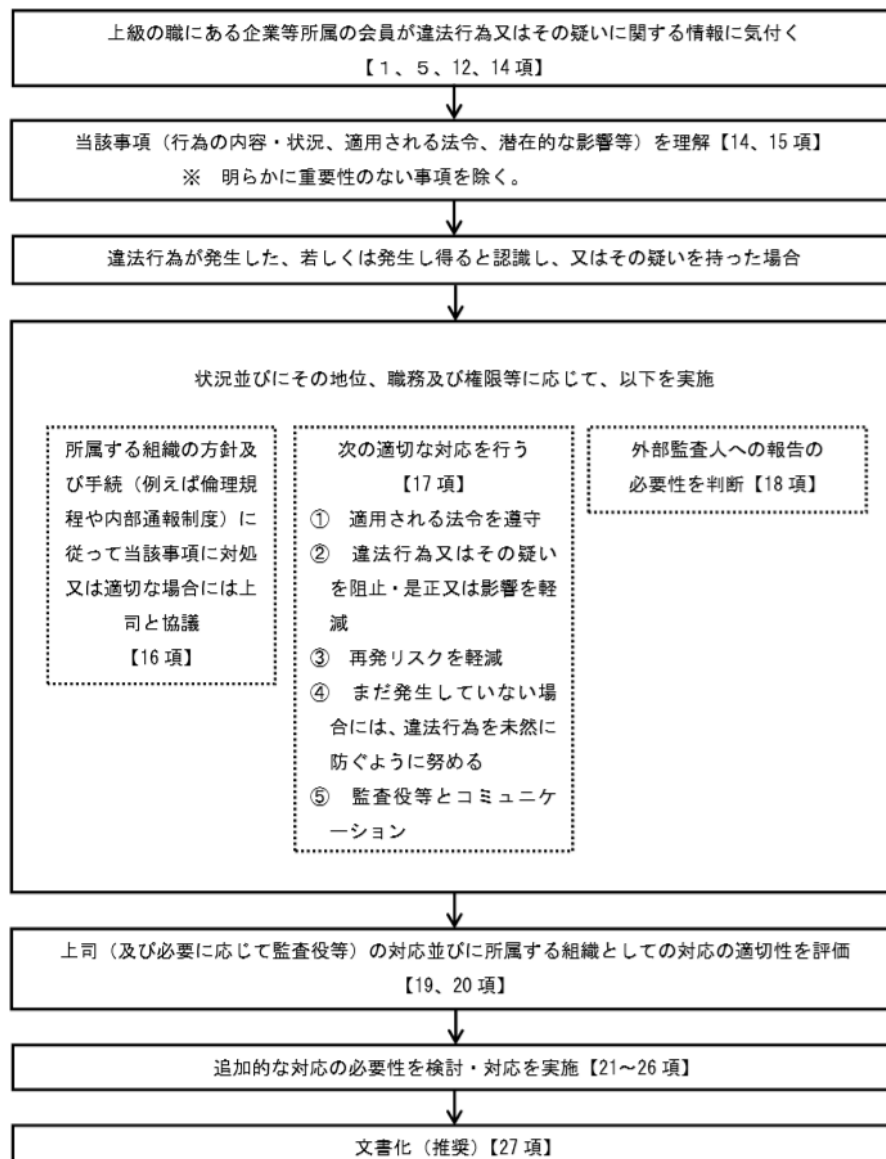
会社規模や形態にかかわらず、株式会社、学校法人、ファンド、社会福祉法人等、全ての事業体が対象

● 対象外となる違法行為

1. 明らかに重要性のない事項
2. 所属する組織の事業活動に関連しない個人の違法行為
3. 所属する組織（経営者、監査役等、従業員等又は所属する組織の指示の下で働く委託先業者等を含む。）以外の者による違法行為

(4) 概要

5. 具体的な対応（上級職）（1/2）



(4) 概要

5. 具体的な対応（上級職）（2/2）



上級職の定義

取締役、監査役等及び人的、財務的、技術的、物的及び無形の経営資源の取得及び配分並びに経営資源に対する支配に関して重要な影響力を行使し決定できる職位にある会員。

- ・ 少なくとも取締役、監査役、執行役及び会計参与が該当
- ・ 法令等で上記に準ずる権限が付されている理事・監事等も該当
- ・ 所属する組織内において、これらの地位に準ずる意思決定権限や重要な業務執行に関する権限を有する執行役員等も該当すると考えられる。

(4) 概要

6. 具体的な対応（上級職以外）



上級の職以外の企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付く

【1、5、12、28 項】



当該事項（行為の内容・状況等）を理解することに努める【28、29 項】

※ 専門業務の権限と責任の範囲内に限られる。

※ 明らかに重要性のない事項を除く。



当該事項を理解することができ、その結果、
違法行為が発生した、若しくは発生し得ると認識し、又はその疑いを持った場合



所属する組織の方針及び手続（例えば倫理規程や内部通報制度）に従って当該事項に対処
又は適切な場合には上司に報告【30 項】



文書化（推奨）【31 項】

職業的懷疑心

Professional Skepticism

(1) 現状 ～会計監査人への適用～

監査基準

第二 一般基準

- 1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。
- 2 監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
- 3 **監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。**
- 4

監査における不正リスク対応基準

第一 職業的懐疑心の強調

1. 監査人は、経営者等の誠実性に関する監査人の過去の経験にかかわらず、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、**職業的懐疑心**を保持しなければならない。
2. 監査人は、**職業的懐疑心**を発揮して、不正の持つ特性に留意し、不正リスクを評価しなければならない。
3. 監査人は、**職業的懐疑心**を発揮して、識別した不正リスクに対応する監査手続を実施しなければならない。
4. 監査人は、**職業的懐疑心**を発揮して、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を看過することがないように、入手した監査証拠を評価しなければならない。
5. 監査人は、**職業的懐疑心**を高め、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断し、当該疑義に対応する監査手続を実施しなければならない

現在は、会計監査人に対する監査基準において「職業的懐疑心」を喚起

(2) 倫理基準への適用は？

公認会計士が関与する情報は信頼して利用できるものであることが社会から期待されており、そのために、公認会計士は下記のような職業的懐疑心を保持して、専門的能力と経験を業務に適用することが期待されている。

- (a) 公正性を堅持し、十分な注意と忍耐を持って専門業務に取り組むこと。
- (b) 自らが関与する情報の評価に当たり、当該心構えをもって、関連する専門的能力を行使すること。

しかしながら、これらを会計監査人以外のすべて（特にPAIB）の公認会計士に対する倫理基準に適用するのが妥当なのかどうか？

※そもそもは「株式評価」業務の問題が起因している。

1. 基本原則に包含されているのでは？

- 次頁以降参照

2. 「職業的懐疑心」が適切な言葉なのか？

- 例えば組織内会計士が携わる業務に対して「職業的懐疑心」という言葉が適切か？ 場合によっては、誤解・混乱を招くことがないか？
- もし、言葉を適切としないならば、どのような言葉が適切か？



心構えとして同義な言葉を入れることには賛同するが、言葉及び定義を再設定する必要がある

(3) IESBAにおける言葉の変更及び再定義

Professional Skepticism
職業的懐疑心



**the Role and Mindset Expected of
Professional Accountants**

(4) IESBAによるED (コメント締切済)

Exposure Draft
July 2019
Comments due: October 31, 2019

*International Ethics Standards Board
for Accountants®*

Proposed Revisions to the
Code to Promote the Role
and Mindset Expected of
Professional Accountants

(5) 概要

1. 公開草案名 : Proposed Revisions to the Code to Promote the Role and Mindset Expected of Professional Accountants
2. コメント締切日 : 2019年10月31日 (締切済)
3. 概要 :
 - 「職業的懐疑心」の本質を、会計監査以外の分野でも倫理上導入したい。
 - ただし、「職業的懐疑心 (Professional Skepticism)」という言葉は、適切ではないため、別の言葉として「the Role and Mindset Expected of Professional Accountants」を提案したい。
 - 重要な点は下記の通り (原文)

III. Significant Matters

Highlight of Proposals

14. The proposed revisions set out in this ED, amongst other matters:
 - Highlight the wide-ranging role of the accountancy profession in society and the relationship between compliance with the Code and a professional accountant's responsibility to act in the public interest.
 - Include enhancements to the fundamental principles of objectivity and professional behavior.
 - Strengthen the fundamental principle of integrity to include the determination to act appropriately in difficult situations.
 - Include some enhancements that reflect the impact of technology.
 - Require all professional accountants to have an inquiring mind when applying the conceptual framework.
 - Highlight the importance of being aware of bias and having the right organizational culture.

検討中の項目 (2020年9月現在)

※現在、IESBAで検討されている内容で、決定しているわけではありません。

検討中事項のご紹介（1/2）



1. （非保証業務） ※現在、IESBAで検討されている内容で、決定しているわけではありません。
- 会計監査人は、自己レビューを伴うアドバイザリー業務は、重要性やセーフガード（別チームによる担当など）に関わらず、禁止。
 - マネジメント判断に関わらなければよいのか？
2. （非保証業務） 会計監査人が監査業務以外のアドバイザリー業務に従事する場合は、企業の統括責任者や監査委員会の合意が必要
- すでに米国で導入しており、グローバルで適用できるか検討中。
 - 独立性の問題について、監査側だけではなく、企業側にも責任の一端を求めていく方向性。
 - 実務上どのように運用するか、また監査委員が「合意」とはいえ執行に影響を与えることが可能かが課題。
3. （監査報酬）
- 監査報酬を、被監査会社からもらうことそのものが独立性の阻害になるか、改めて提起。ただし、ビジネスモデルとして根本的な課題であるため、「監査報酬」倫理テーマでの議論とはせず。
 - 全ての監査法人に、独立性監視委員会なる組織を設定すべき。
4. （報酬依存度） 監査法人収益の一定割合を超える監査報酬クライアントがある場合の制限条項
- 特に中小監査法人に対する規制。
 - 上記状況が一定割合が複数年継続（例：PIEは15%5年、Non-PIEは30%5年）した場合、その後の監査契約ができない、又は独立性について外部レビューを入れる。

検討中事項のご紹介

※現在、IESBAで検討されている内容で、決定しているわけではありません。

5. （報酬の妥当性）監査報酬に関する水準について、クライアント側の統治責任者（関与できる場合が前提）が不適切と評価した場合には、何らかのアクションをすること
 - 監査法人間の競争は、世界的に激しくなっており、不当な監査報酬提示により監査品質の確保が難しい状況となる場合を想定している。
 - 監査報酬に関する評価は、適切な監査手続ができる報酬水準かどうかを判断することで、特にPAIBにその役割が期待されている。
6. （タックスプランニング）公共の利益に反するタックスプランニングの規制
 - 「aggressive」（合法だが、攻撃的）なタックスプランニングの規制。
 - 主に、組織内会計士や税務コンサルティングに従事している公認会計士が対象。
7. PIE（Public Interest Entity～大会社～）を再定義
 - 倫理規則上は、PIEの方が厳しい規則となっている。
 - ビジネス構造が変化している中で、PIE（大会社）の定義が現在のままでよいかを提起。現在は、上場企業や会社法における監査対象企業（公認会計士法上の大企業）などをPIEとしているが、例えば暗号資産企業や公共団体なども、社会的に影響を与える企業になっており、PIEの定義を拡大してはどうか。

JBAグループ ～会計・税務のプロフェッショナルグループ～

JBAグループ会社：	株式会社JBAホールディングス ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社 JBA関西株式会社 JBA HRソリューション株式会社 JBAプロセス・イノベーション・コンサルティング株式会社 JBAフィナンシャルアドバイザー株式会社 JBAキャピタル合同会社 JBA税理士法人 JBA司法書士法人 JBA社会保険労務士法人 JBAアセットマネジメント&コンサルティング株式会社 株式会社JBA不動産鑑定事務所 JBA行政書士事務所 JBA土地家屋調査士事務所 JBAアジア株式会社 上海捷比愛投資管理諮詢有限公司	
事業所：	(グループ本社)	東京都千代田区
	(関西)	大阪市中央区
	(千葉)	千葉市美浜区
	(横浜)	横浜市中区
	(四国中央)	愛媛県四国中央市
	(松山)	愛媛県松山市
	(上海)	上海市黄浦区茂名南路
従業員（グループ）：	役員・社員 約130名（公認会計士・税理士資格保有者 約50名） 業務委託者 約50名（ほぼCPA資格（日本、米国）保有者）	
主なサービス：	会計関連コンサルティング（経理・決算支援、M&A関連サービス、IFRS導入コンサルティング、他） 税務関連コンサルティング（税務申告サービス、記帳代行、相続税・事業承継コンサルティング、他） 人材紹介・派遣サービス 司法書士サービス（設立登記、議事録作成、他） アジア関連支援サービス（現地進出サービス、現地法人記帳、税務、監査サービス、他）	
ウェブサイト：	www.jbagroup.co.jp	

本資料に関する免責条項

本資料に基づく情報は、日本公認会計士協会が実施した本研修会による使用のみを目的とし、日本公認会計協会と本セミナー参加者のみを当事者として限定し作成したものです。

日本公認会計士協会及び講師は、本資料に基づく情報について一切の表明や保証をせず、いかなる個人または法人に対して、かかる個人または法人が本資料に基づく情報の開示を受けることまたはそれを使用しないしそれに依拠することにより、いかなる契約上またはその他の責任や責務は発生しないことをここに明示します。

また、当講演中に発言した内容については、講師の個人的な見解であり、ある特定の組織のものではないことを明示します。